

在日 KOL 招請及びセミナー開催事業 仕様書

1 事業の件名

在日 KOL 招請及びセミナー開催事業

【対象国】 東アジア

【委託者】 栃木県国際観光推進協議会（以下「協議会」という。）

○会員：栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、壬生町、那須町、那珂川町、(公社)栃木県観光物産協会

【履行期間】 契約の日から令和 4 (2022) 年 3 月 31 日（木）

2 事業の目的

ブログや SNS、Youtube 等のインターネット上で旅行情報を収集することが外国人観光客にとって主流となっている現在、外国人観光客の興味を喚起し、旅行先として選んでもらうためには、これらの媒体を活用した訴求力の高い情報発信が必要である。

そこで、本事業では、主に台湾または香港のファンを持つ在日 KOL (Key Opinion Leader) を招請し、本県プロモーション動画の作成及び外国人が旅行先を検討する上で参考とする媒体上での発信を行い、県内の観光コンテンツの認知度向上、並びに、渡航ができるタイミングでの本県の誘客及び域内消費拡大を図る。

また、県内の観光関連事業者及び市町担当者を対象として、インバウンド対応のセミナーを実施することにより、県内観光関係者の能力育成や受入態勢整備強化の促進を図る。

3 委託業務の内容

< I 在日 KOL 招請事業 >

(1) KOL の選定

費用対効果を考慮の上、効果的に発信ができる者を選定し、選定理由を添えて提案すること。

なお、招請する KOL は以下に列挙する本事業のターゲット及び条件に合致する者とする。

【ターゲット】

- ・台湾または香港

【条件】

- ・被招請者は、日常会話程度の日本語ができる者とする。
- ・被招請者は、協議会が実施する「とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業」における「日本の品格、栃木」というテーマを理解し、このテーマに沿った動画を作成できる者とする。
- ・被招請者は、本県の強みとする自然、歴史・文化などの魅力を効果的に発信できる者とする。
- ・被招請者は、自身の SNS や Youtube 等の動画配信サイトにて動画での情報発信を日頃から行っており、観光素材の取材や情報発信を意欲的に実施できる者とする。

(2) 撮影及び取材

- ① 協議会会員市町（以下「会員市町」という。）を対象として、外国人観光客に訴求力のあるスポットを提案し、取材行程表を作成すること。
- ② 全会員市町を訪問し撮影することが望ましいが、撮影スケジュール上、全会員市町で

の撮影が難しい場合は、撮影できなかった会員市町について、現地での撮影に代わる紹介方法を提案すること。

- ③ 撮影地の決定にあたっては、会員市町からのヒアリングを行ったうえで、協議会との協議によって決定すること。
 - ④ 取材に際しては、事前に会員市町へヒアリングを行い、撮影地の基本情報や魅力を十分に理解した上で実施すること。
 - ⑤ 訪問先に対する取材の連絡、昼食及び宿泊先の手配を行うこと。昼食及び宿泊先についても取材の対象となるものを選定すること。
 - ⑥ 招請回数は、夏季・秋季・冬季の3回を目安とし、それぞれ2泊3日程度とすること。
- (3) 招請に係る交通の手配、調整
- ① 原則として手配車での移動とし、必要な手配を行うこと。
 - ② 被招請者の安全を担保すること。
- (4) 被招請者との調整
- ① 被招請者に対して、事業実施前に必要な連絡及び調整を行うこと。
 - ② 被招請者の宿泊費・交通費・飲食費・取材費・動画制作費等は、委託料に含むものとし、被招請者との契約締結や支払いは受託者が行うこと。
- (5) カメラマン及び運営員の手配及び事業のアテンド
- ① カメラマン1名及び全行程のアテンドのための運営員を1名手配すること。
 - ② カメラマン及び運営員の宿泊費・交通費・飲食費・取材費等については、委託料に含めること。
- (6) プロモーション動画作成
- ① 取材したコンテンツの魅力を紹介するプロモーション動画を計3本制作すること。
 - ② プロモーション動画には、原則として、全会員市町の情報を1回以上含むこと。
 - ③ 作成するプロモーション動画にて、栃木県観光物産協会 Youtube チャンネルを紹介すること。
● 栃木県観光物産協会 Youtube
URL 「<https://www.youtube.com/channel/UCVY8v-GSnIxsBl88jUo0HYA>」
 - ④ (7) の情報発信前に、プロモーション動画(案)を協議会に提出すること。
 - ⑤ 動画の内容について、日本語での概要を作成し、④と合わせて提出すること。
 - ⑥ 発信内容について、事実誤認や不適切な表現がないよう受託者において確認すること。
- (7) 情報発信
- ① 作成したプロモーション動画は、協議会の承認を受けた後、被招請者の保有する動画配信サイトのアカウントで発信すること。
 - ② 視聴回数を最大化するために、被招請者の保有する SNS での発信等、動画配信サイト以外でのプロモーションについて提案すること。
- (8) その他
- ① 作成した動画の著作権は、原則として作成者(被招請者)に帰属するものとする。
 - ② 上記(7)で発信した投稿を、栃木県が行うプロモーション活動においても活用できるように、作成者(被招請者)に承諾を得ること。

< II セミナー開催事業 >

(1) セミナー全体構成

県内観光関連事業者及び県内市町担当者等を対象としたセミナーの企画、開催をすること。セミナーは原則として会場に参加者を集めての開催とするが、新型コロナウイルスの状況を鑑み、オンラインでの開催も可能とする。

(2) 内容

- ① 県内観光関係者の人材育成や受入態勢整備強化の促進、又はプロモーションの強化を目的としたワークショップ形式の内容とすること。
- ② < I 在日 KOL 招請事業 > で招請した被招請者の意見等をセミナー内で紹介すること。

※当協議会で実施した過去のセミナー事例

R1 ロコミサイト活用方法及びプロモーション事例紹介

R2 訪日外国人向け情報発信用 写真撮影オンラインセミナー

(3) 講師について

講師は、セミナーのテーマに沿う分野における専門家又は実践家とし、当該分野における成功事例に精通している者を選び、プロフィール等実績の分かる資料を添付の上、提案すること。

(4) セミナー対象者

栃木県内の市町観光主管課担当者、観光関連団体及び観光関連事業者

(5) セミナーの回数

計2回以上とすること。

(6) 開催時間

各回につき、1時間程度とすること。

(7) 会場の手配

- ① 会場を手配すること。
- ② 大型スクリーンやマイク等の音声機器が併設されている会場を選定し、受託者の責任において接続や動作確認を行うこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底した措置を講じること。
- ④ オンラインでの開催の場合は、必要な機材やシステムを手配すること。

(8) セミナーの参加者募集及び運営

- ① 参加者募集及び申込みのとりまとめを行うこと。
- ② 適宜、申込状況を報告すること。
- ③ セミナー実施の際には、司会進行役を配し、原稿を作成すること。また、原稿については事前に協議会の承認を受けること。

(9) テキスト及び資料等の作成

- ① セミナー参加者向けのテキストや資料を作成し、開催の2週間前までに協議会に提出すること。
- ② 内容、部数に関しては協議会と協議の上、決定すること。

(10) セミナー参加者に対するアンケート調査の実施

セミナー参加者に対して、アンケート調査を実施すること。アンケート内容については協議会と協議の上、決定すること。

【共通留意事項】

- ① 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- ② 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③ 協議会との連絡調整等を密に行うこと。
- ④ 本事業は、協議会と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、協議会と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、協議会は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議会と協議の上対応するものとする。

る。

- ⑤ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ⑥ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ⑦ 本業務で取り扱うこととなる個人情報管理は適正に実施すること。
- ⑧ 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講ずること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症における社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り協議会の要望に対応すること。

4 企画提案書に盛り込む内容

(1) 企画提案者の概要等

- ① 法人の概要
- ② 担当者の氏名及び連絡先

(2) 事業の内容に関する具体的な企画案

- ① 招請する KOL（実績・経歴や作品等を示し、選定理由を明記すること）
- ② 取材候補地
- ③ 想定される成果（掲載本数・放送回数、媒体、接触者数、動画再生回数、広告費換算額等を記載すること）
- ④ セミナーの企画案（具体的な内容や期待される効果、講師及びアンケート等の内容を記載すること）
- ⑤ 事業効果を測定するための目標設定や効果測定方法
本事業の目標成果は以下のとおりとする。

＜Ⅰ KOL 招請事業＞

- ・動画再生数：合計 18 万回再生以上

＜Ⅱ セミナー開催事業＞

- ・参加人数：延べ 40 名以上

(3) 実施計画及び全体のスケジュール

(4) 業務遂行人員体制

(5) 類似事業の業務実績

(6) 参考見積（概算及び内訳）

提案された企画案実施のために必要な経費（消費税を含む）について、概算額（人件費、交通費、取材費、宿泊費、諸経費などの費目毎の内訳）を提示すること。

5 成果物の作成・提出

(1) 提出物

- ① 事業実施報告書 A4 カラー冊子 2 部及び電子媒体 1 枚
 - ② 事業効果測定書 A4 カラー冊子 2 部及び電子媒体 1 枚
- ※①、②の電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。
- ※報告書等の作成にあたっては、事前に協議会の承認を受けること。

(2) 提出期限

令和 4 (2022) 年 3 月 31 日 (木)

6 特記事項

- (1) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、協議会が必要と認めるとき、行うものとする。